

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業
補助の区分	補助事業（建設的事業補助）
補助の概要	高齢者が住み慣れた地域での生活を維持するため、国が定めた地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱により市が作成する、洗心的事業整備計画に基づく偉業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	施設整備を行う事業者
補助対象経費	既存介護福祉施設においてスプリンクラー設備等の設置費用補助
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	佐渡市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付要綱に定める補助基礎単価により（実行補助率は実際の申請により決定するため未定）
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	補助基礎単価による
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化困難
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	消防法令の改正や国から示される整備内容により、整備計画を作成するため数値目標の設定は適さない。
補助制度開始	平成29年10月1日
見直し時期	令和2年4月1日
補助終期	令和2年9月30日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 現存する事業所が対象となるため、直接事業者に事前確認を行う。
事業担当（担当部署）	高齢福祉課 介護保険係
事業担当（電話番号）	0259-63-3790